

森林の立木を伐採するときは

届出が必要です

- ① 立木を伐採するときは事前に……………「伐採及び伐採後の造林の届出」
届出のタイミング 伐採を始める90～30日前まで
- ② 伐採が完了したときは……………「伐採に係る森林の状況報告」
届出のタイミング 伐採を完了した日から30日以内
- ③ 造林が完了したときは……………「伐採後の造林に係る森林の状況報告」
届出のタイミング 造林を完了した日から30日以内

を提出することが森林法で義務づけられています。

○「伐採及び伐採後の造林届出」はなぜ必要なの？

- ・市町が作る市町村森林整備計画に従った適切な森林施業を行うためです。
- ・立木の伐採行為の実態を把握し、伐採後の植林を確実に行うためです。

○誰が提出するの？

- ・森林所有者や立木を買い受けた者などです。
- ※立木を伐採するものと伐採後の造林を行うものが異なる場合は、共同で提出します。
- (例)◆森林所有者自ら又は請け負わせて伐採する場合→森林所有者が届出
◆伐採者が立木を購入し伐採する場合→伐採者と森林所有者連名による届出

○届出の提出先は？

- ・伐採する森林がある市町長です。

○届出しないとどうなるの？

- ・罰金が科せられる場合があります。
- ・伐採及び伐採後の造林の届出:100万円以下の罰金(森林法第208条)
- ・伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:30万円以下の罰金(森林法第210条)



森川海人くん

○伐採造林届には次の書類を添付する必要があります。

添付書類	具体的な内容
森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面(縮尺は任意)
届出者の確認書類	個人:氏名・住所がわかる書類の写し(運転免許証など) 法人:法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
他法令の許認可関係書類 ※該当する場合のみ添付	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類(許認可後の場合は許可書の写しなど)
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど、届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類
伐採の権原関係書類 ※届出者が土地所有者でない場合は添付	立木の売買契約書など、届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類
隣接森林との境界関係書類 ※添付を省略することが可能な場合あり	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
市町村長が必要と認める書類	伐採および集材に関するチェックリスト、地元関係者との協議書など 市町村が実情に応じて条例などに定める書類(各市町村にお問い合わせください)

詳細は、お近くの市町へお問い合わせください。

発行 佐賀県 森林整備課 TEL:0952-25-7134